

国民健康保険制度のお知らせ



申請手続き・お問い合わせ

市役所市民課 国保年金係 ☎63-5112 各支所 市民課 担当係

国民健康保険制度 4月から変わりました

お子さまの自己負担割合が
2割となる期間が拡大されました。

平成20年3月31日まで

3歳未満 2割



平成20年4月1日から
義務教育就学前（小学校入学まで）

2割

療養病床に入院するときの「食費・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になりました。

平成20年3月31日まで

70歳以上



平成20年4月1日から

65歳以上

退職者医療制度の対象年齢が
65歳未満までになりました。

平成20年3月31日まで

75歳未満



平成20年4月1日から

65歳未満

（65歳になると一般の保険証となります）

65歳以上の世帯の場合、保険税の納付は原則として年金からの天引きとなります。

保険税の内訳に「後期高齢者支援金分」が追加されました。

今まで高齢者の医療費に充てるための費用は医療保険分に含まれていましたが、新たに「後期高齢者支援金分」として別に計算することになりました。（この他に40歳以上65歳未満の方は介護保険分があります）

入院するときに必要な「認定証」のご案内

入院するときに75歳以上で住民税が課税世帯の方以外は「認定証」を保険証と一緒に提示する必要があります。6月20日までにこの証の交付を受けている方へは更新のご案内をお送りいたしますので、8月以降も必要な方は手続きをお願いします。※有効期限が経過した認定証は市役所へお返しください。

老人医療費助成事業（県老）のご案内

市では県単独事業として、65歳から69歳までの特定の高齢者を対象に医療費の助成事業を今年度も実施することになりました。この助成を受けるには

毎年申請が必要で、審査を受け認定された方には、県老受給者証を郵送します。

対象者

- ・ 65歳から69歳までのひとり暮らしまたは寝たきりの方
- ・ 後期高齢者医療制度、生活保護の適用を受けていない方
- ・ 前年の所得金額の合計が125万円以下の方

※ただし、ひとり暮らしの場合、社会保険などの被扶養者になっている方、住居をもらっている方、佐渡市に実子が居住している方、同じ住所に扶養義務者が居住している方などは対象外となります。

助成の範囲

医療機関で支払う一部負担金はかかった費用の1割です。また、入院等で1か月の自己負担額が一定額を超えた場合や、県外の医療機関に受診したときは、申請により医療費の還付が受けられます。

手続きに必要なもの

- ・ 健康保険証
- ・ 印かん
- ・ 県老受給者証、県老限度額適用認定証（現在助成を受けている方のみ）
- ・ 申請書および現況調査票（市役所に用意してあります）